

## &lt;現行&gt;

役職名	氏名	(常任)	(部長会)
会長	水野		
副会長	野老		
副会長	中大路		
理事長	丸岡	◎	◎
副理事長	荒木	○	○
副理事長	西川	○	○
管理運営本部長	(西川)	(○)	(○)
総務部長	古本	○	○
副部長	山中	○	
副部長	(畠岸)		
広報渉外部長	畠岸	○	○
副部長	永田	○	
副部長	玉井	○	
競技強化本部長	(荒木)	(○)	(○)
競技部長	石橋	○	○
副部長	市谷	○	
副部長	岸本	○	
強化部長	坂井	○	○
副部長	村上	○	
副部長	長渡	○	
審判部長	柳生	○	○
副部長	村田	○	
副部長	頼富	○	
財務部長	(荒木)	(○)	(○)
副部長	(古本)	(○)	
副部長	—		
学生委員会担当本部長	(古本)	(○)	(○)

22枠  
17人

## &lt;法人化後（素案）&gt;

役職名	氏名	(理事会)	(常任)
会長		◎	
副会長		○	
副会長		○	
専務理事		○	◎
(廃止)			
(廃止)			
管理運営本部長		○	○
総務部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
広報渉外部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
財務部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
競技強化本部長		○	○
競技部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
強化部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
審判部長		○	○
副部長		○	
副部長		○	
(学生委員会担当本部長)		○	○

25枠  
10人

## &lt;原則的な考え方&gt;

- ・法人化に伴って、現行体制を変更することは、最小限とする。組織構成も大きく変更しない。
- ・代表理事を会長とすることが一般的であることからそれを踏襲しつつ、常任理事会では専務理事中心で運営する。
- ・現会長はその立場から代表理事とすることは困難であることから、あらためて最高位の最高顧問または名誉会長とする。
- ・これに伴い、会長は代表理事としてふさわしい方をあらためて推举する必要がある。また副会長も理事とする。
- ・理事会の頻度は現行程度として、常任理事会の頻度は月1回程度として、実質的な審議の場とする。
- ・理事会は定款で定める事項の決定とし、それ以外の日常的事項は専務理事に委任し、常任理事会で審議し運営する。
- ・現行理事長制は廃止し、代わって「専務理事」を置く。副理事長は本部長に統合し、「本部長」とする。
- ・部の構成は変更せず6部体制とし、各部は原則として部長1名、副部長2名、専門委員若干名、学生委員で構成。
- ・現常任理事会の構成を新「理事会」、現部長会（非公式）の構成を新「常任理事会」とすることを基本とする。
- ・財務部は、現在の人員構成上やむを得ず競技強化本部としているが、管理運営本部に移す。
- ・各部には「部会」をおき、現在の理事には、部会「専門委員」として、引き続き運営に加わってもらう。
- ・各部の部長の役割・権限・責任を明確にして、学生委員とともに日常業務執行の中心となってもらう。
- ・日学評議員（2名）の選出は、日学のルールにもとづき、会長と専務理事で相談して決める。
- ・理事会の議長は会長、常任理事会の議長は専務理事とする。事務局長はいずれも総務部長及び学生委員長とする。
- ・便宜的に各部に2名の副部長をおくことができるることとし、それを踏まえて理事定数は25名以内とする。
- ・また常任理事定数は専務理事+本部長3+部長6を上限とし、常任理事は10名として理事より互選の形態とする。
- ・学生委員は入れ替わりがあることから、法人化後の役員には入れず、専門委員会で理事のもとで活動する。
- ・法人化後の仕組み等は、すでに設置している法人化検討委員会において、審議することとする。